

中国四国地方年金記録訂正審議会委員数及び部会数の変更（案）について

発足時（平成27年4月）の想定

平成25年度の処理件数（見込）を基に部会数を設定した。

処理件数 : 中国 = 360件・四国 = 200件
 審議回数 : 月に2回
 審議件数 : 1回に6件



部会数 = 処理件数（年間）÷24回÷6件
 ○中国地方担当部会数 = $360 \div 24 \div 6 \div 3$
 ○四国地方担当部会数 = $200 \div 24 \div 6 \div 2$
 合計 : **5**

処理件数の減少

訂正請求制度発足時から、引続き減少傾向にあり、
 発足時の想定件数と30年度の処理件数（見込）を勘案
 して部会数を整理。

中国・四国地方における処理件数（見込）

	27年度	28年度	29年度 (見込)	30年度 (見込)
中国地方	122件	117件	72件	80件
四国地方	60件	44件	34件	40件
計	182件	161件	106件	120件
部会開催回数	84回 (月2回程度)	56回 (月1回程度)	60回 (同左)	(36回 (同左))
平均審議件数	2.2件	2.9件	1.8件	(3件)

※平成29年度の件数は、上半期の件数を2倍にしたもの。また、30年度の見込件数は、29年度の件数に受給資格期間の短縮の影響を考慮し、下一桁を切り上げた。

「部会数の見直し」

- 処理件数の減少に伴い、審議会数及び1回当たりの審議件数を実情に合わせ部会数の見直しを行った。

処理件数 : 中国 = 80件・四国 = 40件
 審議回数 : 月に1回（29年度月1回）
 審議件数 : 1回に3件（27～29年度平均3件）



部会数 = 処理件数（年）÷12回÷3件
 ○中国地方担当部会数 = $80 \div 12 \div 3 \div 2$
 ○四国地方担当部会数 = $40 \div 12 \div 3 \div 1$
 合計 : **3**

「委員数の増加理由」

- 委員が4名の場合、2名が欠席すると出席委員数が過半数を満たさず不成立となるため。

平成30年度における部会数（案）

部会数を **3部会**（中国：2・四国：1）とし、1部会当たりの委員数は **5名** とする。

(参考)

総務省 年金記録確認地方第三者委員会における処理件数（実績）の推移

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	累計
中国	454	3,092	2,631	2,810	1,529	724	336	355	11,931
四国	482	1,904	1,263	1,567	873	304	185	185	6,763
計	936	4,996	3,894	4,377	2,402	1,028	521	540	18,694

